
2019 年 8 月 吉日

生産者様 各位

福岡食肉市場株式会社
代表取締役 吉田 満

出荷奨励金について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、消費税法改正により、2019 年 10 月から消費税率が 10%に引き上げられることとなりました。

つきましては、出荷奨励金の消費税率・計算方法について、下記のように対応いたしますので、事前にご案内いたします。 敬具

記

1. 出荷奨励金の消費税率について

2019 年 10 月以降、標準税率 10%が適用されます。

ただし、出荷奨励金は各月末に支払いが確定しますので、2019 年 10 月にお支払いする 7～9 月分の出荷奨励金については、標準税率 8%(旧税率)が適用されますので、ご注意ください。

2. 出荷奨励金の計算について

枝肉が軽減税率 8%であるのに対し、出荷奨励金は標準税率 10%が適用されますので、現行の計算方法のままでは消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号の「買いたたき」に当たるものと考えられます。

そのため、枝肉の税抜金額を基準とした計算方法に変更いたします。

〔現行〕枝肉の税込金額 × 一定割合

〔変更〕枝肉の税抜金額 × 一定割合 × 消費税率

なお、消費税はお支払する税抜金額の合計に対して計算します。

3. 本件に関するお問い合わせ先

福岡食肉市場株式会社 総務課
TEL 092-641-6135

以 上
